

# 「 広島県防犯駐車場審査基準」 申請時事前チェック表

物件の名称			
物件所在地			
事前チェック実施者	氏名 所属・役職 連絡先	TEL	印

下表のチェック項目の 部分をチェックして、申請時に提出してください。

## 【地下・屋内駐車場の場合】

項目	基準	備考
1 構造	(1) 道路等周辺から及び監視員室からの見通しが確保された構造であること。	必須
	(2) 可能な限り、柱、壁などで死角にならないような構造のものとし、死角になる場所には、防犯カメラ、ミラーの設置等により、見通しが補完してあること。	必須
2 管理者	(1) 管理者又は警備員が常駐若しくは、巡回していること。	推奨
3 防犯カメラ	(1) 防犯カメラが設置され、駐車場内及び出入口・料金自動支払機付近が撮影されていること。	必須
	(2) 防犯カメラには、連動したモニター及び記録装置が装備され、有効に機能する照度が確保されていること。	必須
4 出入口 ゲート	(1) 出入口には、自動ゲート管理システム（ロボットゲート）、門扉、チェーン等が設置されていること。	推奨
5 照明設備	(1) 駐車用の用に供する部分の床面において、2ルクス以上の水平面照度が確保されていること。	必須
	(2) 車路の路面において、10ルクス以上の水平面照度が確保されていること。	必須
	(3) 共用出入口・廊下・階段、エレベーターホールは、床面において20ルクス以上の水平面照度が確保されていること。	推奨
6 整理整頓	(1) 場内が清掃しており、不要物件等を放置していないこと。	推奨

## 【屋外駐車場の場合】

1 構造	(1) 道路等周辺や建物出入口等からの見通しが確保されていること。又は、防犯カメラ、ミラーの設置等により、見通しが補完してあること。	必須
	(2) 駐車場の外周（境界部）に周囲と区別された見通しのよいフェンス、さく、垣等が設置されていること。	必須
2 管理者	(1) 管理者又は警備員が常駐若しくは、巡回していること。	推奨
3 防犯カメラ	(1) 防犯カメラが設置され、駐車場内及び出入口・料金自動支払機付近が撮影されていること。	必須
	(2) 防犯カメラには、連動したモニター及び記録装置が装備され、有効に機能する照度が確保されていること。	必須
4 出入口 ゲート	(1) 出入口には、自動ゲート管理システム（ロボットゲート）、門扉、チェーン等が設置されていること。	推奨
5 照明設備	(1) 夜間において、人の行動を視認できる程度の照度（4メートル 先の人の挙動、姿勢等が識別できる3ルクス以上の水平面照度）が確保されていること。	必須
	(2) 共用の出入口・階段、床面において20ルクス以上の水平面照度が確保されていること。	推奨
6 整理整頓	(1) 場内が清掃しており、不要物件等を放置していないこと。	推奨